

あなたの家に住宅用火災警報器をつけましょう!



逃げ遅れを防ぐために…



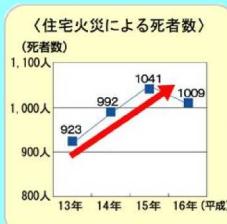
1. 設置義務化の背景(消防法改正)

住宅火災による死者は増加中

住宅火災の死者は約9割

死亡原因の6割以上が逃げ遅れ

死者の約6割が65歳以上の高齢者



2. 施行の時期

○ 新築住宅(全国一律)

平成18年6月1日から

○ 既存住宅(群馬県内の各市町村の場合)

平成20年6月1日から

3. 設置する警報器の種類



煙式火災警報器

住宅用火災警報器には、「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあります。

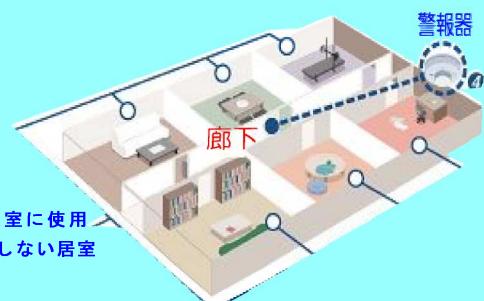
寝室・階段	煙式(光電式)
廊下	煙式(光電式又はイオン化式)
台所	熱式(定温式)



熱式火災警報器

台所への設置も推奨しています。

4. 設置する部屋



※寝室等の就寝の用に供する居室、寝室等から下階に通する階段及び7平方メートル(四畳半)以上の寝室以外の居室が5部屋以上ある階の廊下部分に設置しなければなりません。

5. 悪質な訪問販売にご注意!!

